

太田川水系河川整備計画（変更原案）と太田川水系河川整備計画（変更案）（案）（令和5年7月）の
本文対比表

令和5年7月

国土交通省中国地方整備局

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31

太田川水系河川整備計画

【大臣管理区間】

(変更原案)

令和5年5月

国土交通省 中国地方整備局

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31

太田川水系河川整備計画

【大臣管理区間】

(变更案) (案)

令和5年7月

国土交通省 中国地方整備局

太田川水系河川整備計画（変更原案）【令和５年５月】				太田川水系河川整備計画（変更案）（案）【令和５年７月】			
1	4. 1. 1	目標設定の背景.....	85	1	4. 1. 1	目標設定の背景.....	85
2	4. 1. 2	整備の目標.....	86	2	4. 1. 2	整備の目標.....	86
3	4. 2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標.....	88	3	4. 2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標.....	88
4	4. 2. 1	目標設定の背景.....	88	4	4. 2. 1	目標設定の背景.....	88
5	4. 2. 2	整備の目標.....	88	5	4. 2. 2	整備の目標.....	88
6	4. 3	河川環境の整備と保全に関する目標.....	89	6	4. 3	河川環境の整備と保全に関する目標.....	89
7	4. 3. 1	目標設定の背景.....	89	7	4. 3. 1	目標設定の背景.....	89
8	4. 3. 2	整備の目標.....	89	8	4. 3. 2	整備の目標.....	89
9				9			
10	5.	河川整備の実施に関する事項.....	91	10	5.	河川整備の実施に関する事項.....	91
11	5. 1	洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項.....	91	11	5. 1	洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項.....	91
12	5. 1. 1	河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により		12	5. 1. 1	河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により	
13		設置される河川管理施設の機能の概要.....	91	13		設置される河川管理施設の機能の概要.....	91
14	5. 1. 2	段階的な河川整備の考え方.....	112	14	5. 1. 2	段階的な河川整備の考え方.....	112
15	5. 2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	114	15	5. 2	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	114
16	5. 3	河川環境の整備と保全に関する事項.....	115	16	5. 3	河川環境の整備と保全に関する事項.....	115
17	5. 4	河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	120	17	5. 4	河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	120
18	5. 4. 1	太田川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項.....	121	18	5. 4. 1	太田川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項.....	121
19	5. 4. 2	その他の河川の維持管理に関する事項.....	124	19	5. 4. 2	その他の河川の維持管理に関する事項.....	124
20				20			
21	6.	太田川流域における流域治水の取組.....	134	21	6.	太田川流域における流域治水の取組.....	134
22	6. 1	氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策.....	137	22	6. 1	氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策.....	137
23	6. 1. 1	河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の		23	6. 1. 1	河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の	
24		見直し.....	137	24		見直し.....	137
25	6. 1. 2	既存ダムの洪水調節機能の強化.....	137	25	6. 1. 2	既存ダムの洪水調節機能の強化.....	137
26	6. 1. 3	雨水貯留施設の整備.....	137	26	6. 1. 3	雨水貯留施設の整備.....	137
27	6. 1. 4	水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進.....	138	27	6. 1. 4	水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進.....	138
28	6. 1. 5	遊水機能を有する土地の保全.....	138	28	6. 1. 5	ため池等の活用.....	138
29	6. 1. 6	森林などの水源涵養.....	138	29	6. 1. 6	遊水機能を有する土地の保全.....	138
30	6. 2	被害対象を減少させるための対策.....	138	30	6. 1. 7	砂防関係施設の整備.....	138
31	6. 2. 1	「まちづくり」による水害に強い地域への誘導.....	138	31	6. 1. 8	森林の整備・保全.....	138
32	6. 3	被害の軽減、早期復旧・復興のための対策.....	139	32	6. 2	被害対象を減少させるための対策.....	139
33	6. 3. 1	マイ・タイムライン等の作成の支援・普及.....	139	33	6. 2. 1	「まちづくり」による水害に強い地域への誘導.....	139
34	6. 3. 2	防災教育や防災知識の普及.....	140	34	6. 3	被害の軽減、早期復旧・復興のための対策.....	140
35	6. 3. 3	住民等への情報伝達手段の強化.....	140	35	6. 3. 1	マイ・タイムライン等の作成の支援・普及.....	140
36	6. 3. 4	要配慮者施設等の避難に関する取組.....	140	36	6. 3. 2	防災教育や防災知識の普及.....	140
37	6. 3. 5	防災拠点や高台の整備.....	140	37	6. 3. 3	住民等への情報伝達手段の強化.....	140
38				38	6. 3. 4	要配慮者施設等の避難に関する取組.....	141
39	7.	その他河川整備を総合的に行うために必要な事項.....	142	39	6. 3. 5	防災拠点や高台の整備.....	141
40	7. 1	関係機関等との連携.....	142	40			
41	7. 2	「温井ダム水源地域ビジョン」の推進.....	142	41	7.	その他河川整備を総合的に行うために必要な事項.....	142
42	7. 3	都市計画に関する施策との調整.....	142	42	7. 1	関係機関等との連携.....	142
43	7. 4	兼用道路及び河川に隣接する道路等との調整.....	143	43	7. 2	「温井ダム水源地域ビジョン」の推進.....	142
44	7. 5	景観等に関する施策との調整.....	143	44	7. 3	都市計画に関する施策との調整.....	142

ため池等の活用を
追加

砂防関係施設の
整備を追加

5. 河川整備の実施に関する事項

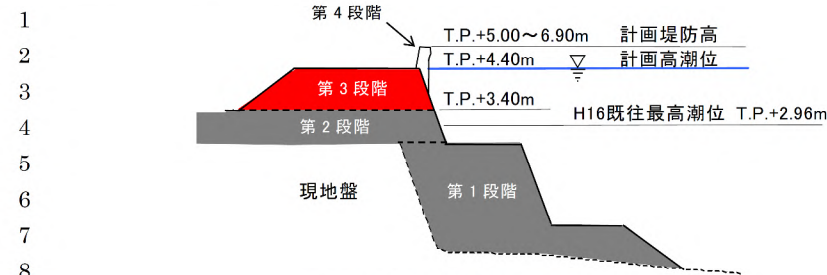


図 5.1.4 高潮堤防の整備イメージ図

注）今後の調査や測量結果等により、築堤形状を変更する可能性があります。

3)地震対策

①耐震対策

下流デルタ域においては、想定される最大クラスの地震動（レベル2地震動）に対する堤防の耐震対策を実施します。

なお、高潮堤防を整備する箇所においては、堤防整備に合わせ実施します。

また、排水樋門等の構造物については、レベル2地震動に対する耐震性能の照査を行います。

表 5.1.3 レベル2地震動に対する耐震対策の整備内容

内 容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地 先	左右岸 区分	区 間		
耐震対策	太田川	広島市西区庚午	右岸	-0.7K ~ -0.6K	100m	地震に対する堤防の安全性向上
				-0.5K ~ -0.1K	400m	
	天満川	広島市西区観音新町	右岸	-0.4K ~ -0.3K	100m	
			左岸	1.4K ~ 2.0K	600m	
	元安川	広島市中区加古町	右岸	1.4K ~ 1.8K	400m	

5. 河川整備の実施に関する事項

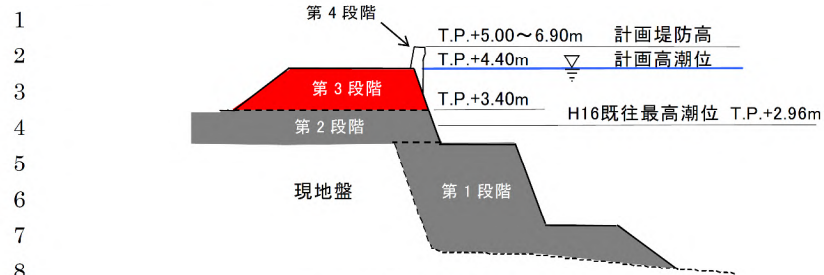


図 5.1.4 高潮堤防の整備イメージ図

注）今後の調査や測量結果等により、築堤形状を変更する可能性があります。

3)地震対策

①耐震対策

下流部・下流デルタ域においては、想定される最大クラスの地震動（レベル2地震動）に対する堤防の耐震対策を実施します。

なお、高潮堤防を整備する箇所においては、堤防整備に合わせ実施します。

また、排水樋門等の構造物については、レベル2地震動に対する耐震性能の照査を行い、必要に応じて耐震対策を実施します。

整備箇所の追加

表 5.1.3 レベル2地震動に対する耐震対策の整備内容

内 容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要
		地 先	左右岸 区分	区 間		
耐震対策	太田川	広島市西区庚午	右岸	-0.7K ~ -0.6K	100m	地震に対する堤防 の安全性向上
				-0.5K ~ -0.1K	400m	
		広島市安佐北区落合	左岸	13.55k	-	
		広島市安佐南区八木	右岸	13.55k	-	
	天満川	広島市西区観音新町	右岸	-0.4K ~ -0.3K	100m	
			左岸	1.4K ~ 2.0K	600m	
	元安川	広島市中区大手町	左岸	1.4K ~ 2.0K	600m	

整備箇所を追加

5. 河川整備の実施に関する事項

5. 河川整備の実施に関する事項



図 5.1.5 耐震対策を実施する箇所の位置図

注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果や関係機関との調整等により整備位置・整備内容を見直す可能性があります。

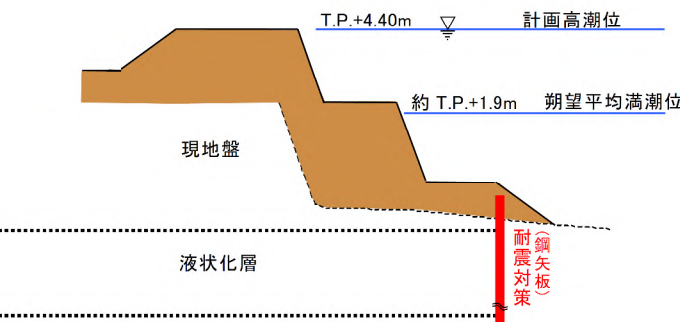


図 5.1.6 耐震対策のイメージ図

注)今後の調査や検討結果により、工法等を変更する可能性があります。



図 5.1.5 耐震対策を実施する箇所の位置図

注)実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果や関係機関との調整等により整備位置・整備内容を見直す可能性があります。

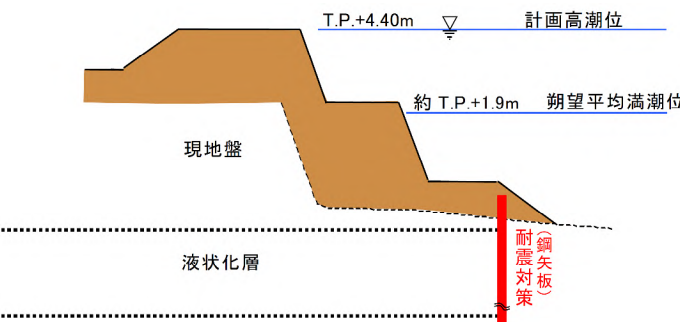


図 5.1.6 耐震対策のイメージ図

注)今後の調査や検討結果により、工法等を変更する可能性があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

(3)支川三篠川

1)洪水対策

①河道整備

三篠川においては、河道の目標流量に対して、流下能力が不足している箇所において河道掘削や堰改築、堤防整備を実施します。また、平成30年7月豪雨による浸水被害を踏まえ、段階的な整備を行います。

なお、河川整備の実施にあたっては、魚付き林となっている山際の樹林に配慮するとともに、瀬・淵の形状の維持に努め河川整備等を行います。

特に、河道掘削や樹木伐開の実施にあたっては、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査や測量成果等の既存のモニタリング成果を活用し、工事実施予定箇所が持つ河道の物理特性や、河川環境の特徴を分析・評価し、周辺環境との調和を意識しつつ、河川工事による生物の生息・生育・繁殖環境への影響を極力緩和させるため、時間軸を利用しつつ縦断的・横断的な段階的河川工事の実施に努めます。

また、三篠川の河道掘削による支川の河道の安定性への影響の把握に努めるとともに、生物の生息環境に関する本・支川の連続性にも配慮し、モニタリング調査結果を踏まえて掘削方法等を検討することで、環境への影響の軽減に努めます。

表 5.1.7 三篠川の洪水対策の整備箇所と内容

内 容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要	
		地 先	左右岸 区分	区間			
堤防整備	三篠川	広島市安佐北区上深川町	左岸	4.8K ～ 4.9K	100m	河 積 確 保 に よ る 流 下 能 力 向 上	
		広島市安佐北区上深川町		5.7K ～ 5.9K	200m		
		広島市安佐北区深川	右岸	3.0K ～ 3.3K	300m		
		広島市安佐北区深川		4.1K ～ 4.2K	100m		
河道掘削		広島市安佐北区深川	左岸	0.6K ～ 1.9K	1,300m		
		広島市安佐北区深川	右岸				
		広島市安佐北区深川	左岸	2.2K ～ 2.8K	600m		
		広島市安佐北区深川	右岸				
	広島市安佐北区深川	左岸	2.9K ～ 4.8K	1,900m			
	広島市安佐北区上深川町	右岸					
堰改築	広島市安佐北区上深川町～狩留家町	左岸	5.0K ～ 9.4K	4,400m			
	広島市安佐北区上深川町～狩留家町	右岸					
	広島市安佐北区深川	左岸	4.2K	-			
	広島市安佐北区上深川町	右岸					
	広島市安佐北区上深川町	左岸	6.1K	-			
	広島市安佐北区上深川町	右岸					
	広島市安佐北区狩留家町	左岸	8.1K	-			
	広島市安佐北区狩留家町	右岸					

5. 河川整備の実施に関する事項

(3)支川三篠川

1)洪水対策

①河道整備

三篠川においては、河道の目標流量に対して、流下能力が不足している箇所において河道掘削や堰改築、堤防整備を実施します。また、平成30年7月豪雨による浸水被害を踏まえ、段階的な整備を行います。

なお、河川整備の実施にあたっては、魚付き林となっている山際の樹林に配慮するとともに、瀬・淵の形状の維持に努め河川整備等を行います。

特に、河道掘削や樹木伐開の実施にあたっては、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査や測量成果等の既存のモニタリング成果を活用し、工事実施予定箇所が持つ河道の物理特性や、河川環境の特徴を分析・評価し、周辺環境との調和を意識しつつ、河川工事による生物の生息・生育・繁殖環境への影響を極力緩和させるため、時間軸を利用しつつ縦断的・横断的な段階的河川工事の実施に努めます。

また、三篠川の河道掘削による支川の河道の安定性への影響の把握に努めるとともに、生物の生息環境に関する本・支川の連続性にも配慮し、モニタリング調査結果を踏まえて掘削方法等を検討することで、環境への影響の軽減に努めます。

整備計画策定以降の
整備を反映

表 5.1.7 三篠川の洪水対策の整備箇所と内容

内 容	河川名	施工の場所			延長	機能の概要	
		地 先	左右岸 区分	区間			
堤防整備		広島市安佐北区上深川町	左岸	4.6K ～ 4.9K	300m	河 積 確 保 に よ る 流 下 能 力 向 上	
		広島市安佐北区上深川町		5.7K ～ 5.9K	200m		
		広島市安佐北区深川	右岸	2.7K ～ 3.4K	700m		
		広島市安佐北区深川		4.1K ～ 4.2K	100m		
河道掘削	三篠川	広島市安佐北区深川	左岸	1.7K ～ 1.9K	200m		
		広島市安佐北区深川	右岸				
		広島市安佐北区深川	左岸	2.3K ～ 2.5K	200m		
		広島市安佐北区深川	右岸				
		広島市安佐北区深川	左岸	3.5K ～ 4.8K	1,300m		
広島市安佐北区上深川町	右岸						
堰改築		広島市安佐北区上深川町～狩留家町	左岸	5.0K ～ 9.4K	4,400m		
		広島市安佐北区上深川町～狩留家町	右岸				
		広島市安佐北区深川	左岸	4.2K	－		
		広島市安佐北区上深川町	右岸				
		広島市安佐北区上深川町	左岸	6.1K	－		
		広島市安佐北区上深川町	右岸				
	広島市安佐北区狩留家町	左岸	8.1K	－			
	広島市安佐北区狩留家町	右岸					

5. 河川整備の実施に関する事項

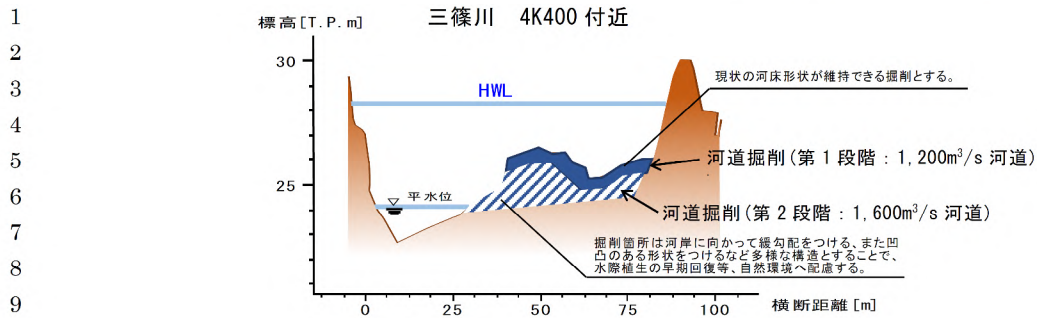


図 5.1.13 三篠川の施工断面のイメージ図

注 1) 広島県管理区間の災害復旧等による流下能力向上を踏まえ、上下流の治水バランスを考慮し、段階的な整備として、1,200m³/s を安全に流下させるための堤防整備及び河道掘削を実施します。その後、本支川の治水バランス及び環境への影響を考慮しつつ、1,600m³/s を安全に流下させるための河道掘削に着手します。

注 2) 今後の河床変動、調査や測量結果等により、掘削形状や築堤形状は変更される可能性があります。

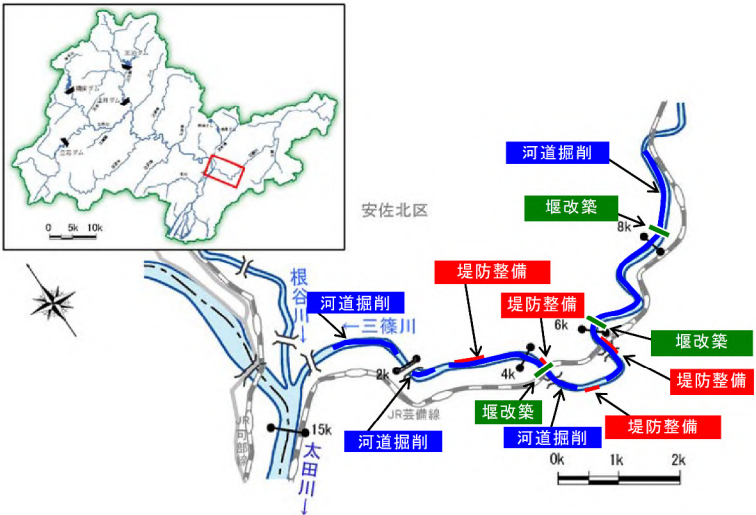


図 5.1.14 洪水対策の整備箇所位置図（三篠川）

注) 河道掘削区間については必要に応じ樹木伐開も実施します。また、実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果や関係機関との調整等により整備位置・整備内容を見直す可能性があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

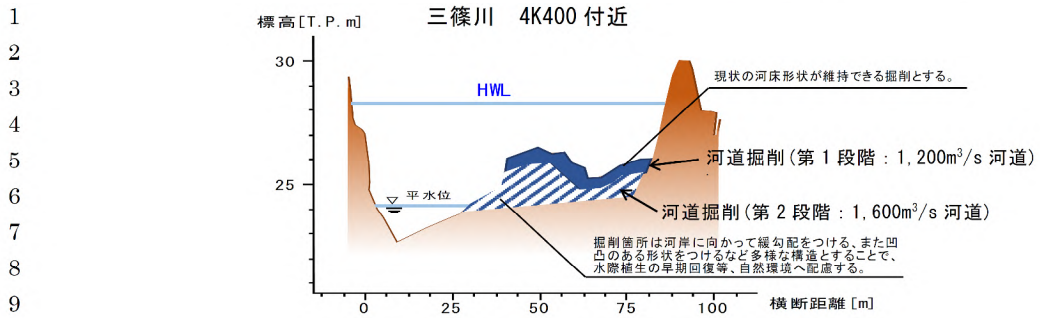


図 5.1.13 三篠川の施工断面のイメージ図

注 1) 広島県管理区間の災害復旧等による流下能力向上を踏まえ、上下流の治水バランスを考慮し、段階的な整備として、1,200m³/s を安全に流下させるための堤防整備及び河道掘削を実施します。その後、本支川の治水バランス及び環境への影響を考慮しつつ、1,600m³/s を安全に流下させるための河道掘削に着手します。

注 2) 今後の河床変動、調査や測量結果等により、掘削形状や築堤形状は変更される可能性があります。

整備計画策定以降の
整備を反映

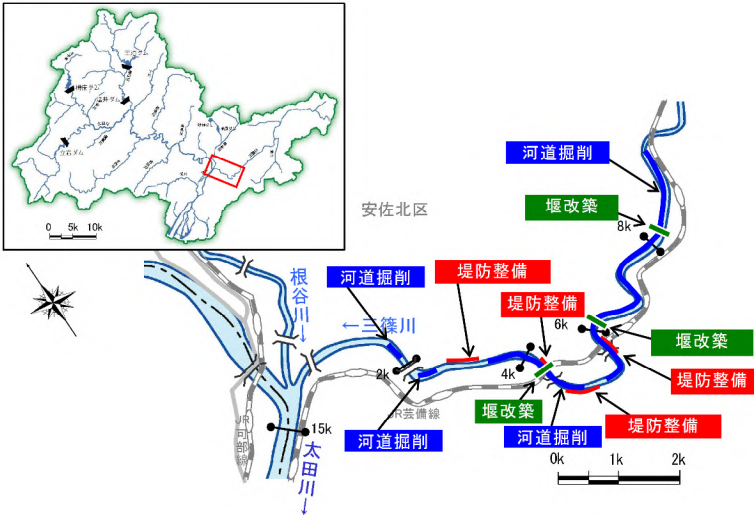


図 5.1.14 洪水対策の整備箇所位置図（三篠川）

注) 河道掘削区間については必要に応じ樹木伐開も実施します。また、実施にあたって測量や設計を実施しますが、その結果や関係機関との調整等により整備位置・整備内容を見直す可能性があります。

太田川水系河川整備計画（変更原案）【令和５年５月】		太田川水系河川整備計画（変更案）（案）【令和５年７月】	
6. 太田川流域における流域治水の取組 1 6.1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 2 6.1.1 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見 3 直し 4 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施について、河川管理者が実施す 5 る整備を上下流および本支川の治水安全度のバランスを図りつつ段階的かつ 6 着実に実施し、河川整備計画の目標に対しての洪水氾濫による災害の防止また 7 は軽減を図るとともに、自治体等が実施する対策についての技術的な支援を実 8 施します。 9 また、近年、全国各地で激甚な被害をもたらす水災害が毎年のように発生し 10 ており、気候変動の影響は既に顕在化していることは明らかであり、今後も降 11 雨量が増大することが懸念されていることから、太田川水系河川整備基本方針 12 の見直しに向けた検討を進めていきます。 13 14 6.1.2 既存ダムの洪水調節機能の強化 15 温井ダムについては、ダムの洪水調節能力を最大限活用するための操作の方 16 法について検討し、必要に応じて操作規則等を見直します。また、ダムへの流 17 入量の予測精度の向上、ダム操作の更なる高度化について検討します。 18 また、令和元年 10 月に発生した台風第 19 号では、全国各地で堤防決壊、越 19 水により広域的に甚大な被害をもたらしました。 20 この様な水害の激甚化等を踏まえ、下流の全川にわたって水位を低下させ、 21 堤防の決壊リスクの低減や内水被害・バックウォーターの影響を軽減する有効 22 な治水対策となるダムによる洪水調節機能について、治水対策の緊要性、ダム 23 整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪 24 水調節に活用できるよう定めた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本 25 方針」が令和元年 12 月に示されています。 26 これに基づき、一級河川太田川水系において、河川管理者である国土交通省 27 並びにダム管理者及び関係利水者は、河川について水害の発生の防止等が図ら 28 れるよう、太田川水系治水協定を令和２年５月に締結し、既存ダム（利水ダム 29 を含む）の洪水調節機能強化を推進する取組として、事前放流を実施します。 30 さらに、本取組について関係者の密接な連携の下に継続・推進を図るため、 31 令和３年 11 月に河川法第 51 条の 2 に基づく「太田川水系ダム洪水調節機能協 32 議会」を設置し、事前放流を推進しています。 33 34 6.1.3 雨水貯留施設の整備 35 太田川流域では、すでに下水道や都市公園等における雨水貯留施設の整備な 36 ど、流出抑制の取組が進められています。 37 引き続き、太田川流域の雨水貯留施設等の整備の促進のため、自治体等の関 38 係者と情報共有を図るとともに、技術的な支援を実施します。 39 137		6. 太田川流域における流域治水の取組 1 6.1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 2 6.1.1 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見 3 直し 4 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施について、河川管理者が実施す 5 る整備を上下流および本支川の治水安全度のバランスを図りつつ段階的かつ 6 着実に実施し、河川整備計画の目標に対しての洪水氾濫による災害の防止また 7 は軽減を図るとともに、自治体等が実施する対策についての技術的な支援を実 8 施します。 9 また、近年、全国各地で激甚な被害をもたらす水災害が毎年のように発生し 10 ており、気候変動の影響は既に顕在化していることは明らかであり、今後も降 11 雨量が増大することが懸念されていることから、太田川水系河川整備基本方針 12 の見直しに向けた検討を進めていきます。 13 14 6.1.2 既存ダムの洪水調節機能の強化 15 温井ダムについては、ダムの洪水調節能力を最大限活用するための操作の方 16 法について検討し、必要に応じて操作規則等を見直します。また、ダムへの流 17 入量の予測精度の向上、ダム操作の更なる高度化について検討します。 18 また、令和元年 10 月に発生した台風第 19 号では、全国各地で堤防決壊、越 19 水により広域的に甚大な被害をもたらしました。 20 この様な水害の激甚化等を踏まえ、下流の全川にわたって水位を低下させ、 21 堤防の決壊リスクの低減や内水被害・バックウォーターの影響を軽減する有効 22 な治水対策となるダムによる洪水調節機能について、治水対策の緊要性、ダム 23 整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪 24 水調節に活用できるよう定めた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本 25 方針」が令和元年 12 月に示されています。 26 これに基づき、一級河川太田川水系において、河川管理者である国土交通省 27 並びにダム管理者及び関係利水者は、河川について水害の発生の防止等が図ら 28 れるよう、太田川水系治水協定を令和２年５月に締結し、既存ダム（利水ダム 29 を含む）の洪水調節機能強化を推進する取組として、事前放流を実施します。 30 さらに、本取組について関係者の密接な連携の下に継続・推進を図るため、 31 令和３年 11 月に河川法第 51 条の 2 に基づく「太田川水系ダム洪水調節機能協 32 議会」を設置し、事前放流を推進しています。 33 34 6.1.3 雨水貯留施設の整備 35 太田川流域では、すでに下水道や都市公園等における雨水貯留施設の整備な 36 ど、流出抑制の取組が進められています。 37 引き続き、太田川流域の雨水貯留施設等の整備の促進のため、自治体等の関 38 係者と情報共有を図るとともに、<u>貯留効果の評価等</u>の技術的な支援を実施しま 39 す。 40 137	

太田川水系河川整備計画（変更原案）【令和５年５月】		太田川水系河川整備計画（変更案）（案）【令和５年７月】	
6. 太田川流域における流域治水の取組 1 6.1.4 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進 2 水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水 3 被害を軽減することが期待される田んぼダムについて、農業従事者等関係者の 4 理解の下、関係する実施主体が協働・連携して田んぼダムの普及を進められる 5 よう、技術的な支援を実施します。 6 7 6.1.5 遊水機能を有する土地の保全 8 遊水機能を有する水田等の土地については、将来の気候変動を考慮した治水 9 計画等において活用する場合、土地の開発行為が進行すると、将来の遊水機能が 10 確保できなくなるだけでなく、 水害リスクが高い土地への開発誘導を進行 11 させるおそれがあります。 12 そのため、遊水機能を有する水田等の土地については、遊水機能を継続して 13 保全できるよう、特定都市河川の指定も含め、自治体などの関係機関等と調整 14 を行い、関係者の理解の下に、土地利用規制や災害危険区域に指定できるよう、 15 リスクの提示や遊水効果算出の技術的な支援を行います。 16 17 6.1.6 森林の整備・保全 18 広島県では、森林の持つ洪水緩和や水源涵養などの公益的機能の重要性を鑑 19 み、平成 19 年 4 月より「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろし 20 まの森づくり事業」に取り組んでいます。また、平成 26 年 8 月豪雨での土砂 21 災害等を起因として、防災・減災型の里山林整備事業の支援がはじまっていま 22 す。 23 太田川流域を森林から河川、そして海域まで一体として考えた、さまざまな 24 防災・減災の取り組みとの連携に努めます。 25 26 6.2.被害対象を減少させるための対策 27 6.2.1「まちづくり」による水害に強い地域への誘導 28 水害に強い地域への誘導に関する取組として、計画規模や想定最大規模以外 29 にも、中高頻度の外力規模の浸水想定や河川管理施設の整備が進捗した場合の 30 浸水想定といった多段階の外力規模のハザード情報を、あらゆる機会を捉えて 31 関係機関等へ流域の水災害リスク情報を共有・提供し、リスクの提示やリスク 32 評価の技術的な支援を行うとともに、浸水被害を軽減・増加させないため、都 33 市計画マスタープランや立地適正化計画により水害に強い地域へ住居等を誘 34 導し、浸水の危険性が高い地域に対し新たに家屋等の建築を行う場合には、自 35 治体の条例に基づき建築の制限を行えるよう、土地利用に関するルールづくり 36 に向けた技術的な支援を行います。 37 また、住まい方の工夫に関する取組として、宅地かさ上げ等を、浸水被害の 38 軽減に資する対策としても普及を進めています。 39 40 138		6. 太田川流域における流域治水の取組 1 6.1.4 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進 2 水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水 3 被害を軽減することが期待される田んぼダムについて、農業従事者等関係者の 4 理解の下、関係する実施主体が協働・連携して田んぼダムの普及を進められる 5 よう、<u>貯留効果の評価等</u>の技術的な支援を実施します。 6 7 6.1.5 ため池等の活用 8 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能 9 を発揮することが期待されるため池について、農業従事者等関係者の理解の下、 10 関係する実施主体が協働・連携してため池等の活用が推進されるよう、貯留効 11 果の評価等の技術的な支援を実施します。 12 13 6.1.6 遊水機能を有する土地の保全 14 遊水機能を有する水田等の土地については、将来の気候変動を考慮した治水 15 計画等において土地の開発行為が進行すると、将来の遊水機能が確保できなく 16 なるだけでなく、 水害リスクが高い土地への開発誘導を進行させるおそれが 17 あります。 18 そのため、遊水機能を有する水田等の土地については、遊水機能を継続して 19 保全できるよう、特定都市河川の指定も含め、自治体などの関係機関等と調整 20 を行い、関係者の理解の下に、土地利用規制や災害危険区域に指定できるよう、 21 リスクの提示や遊水効果<u>の評価等</u>の技術的な支援を実施します。 22 23 6.1.7 砂防関係施設の整備 24 広島県は、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域が全国最多であり、激 25 甚・頻発化が懸念される土砂災害から人家や重要交通網等を保全するために砂 26 防堰堤を整備するなど土砂災害対策を推進しています。 27 引き続き、砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、流域一体でさまざま 28 な防災・減災対策を計画的に進めていきます。 29 30 6.1.8 森林の整備・保全 31 広島県では、森林の持つ洪水緩和や水源涵養などの公益的機能の重要性を鑑 32 み、平成 19 年 4 月より「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろし 33 まの森づくり事業」に取り組んでいます。また、平成 26 年 8 月豪雨での土砂 34 災害等を起因として、防災・減災型の里山林整備事業の支援がはじまっていま 35 す。 36 太田川流域を森林から河川、そして海域まで一体として考えた、さまざまな 37 防災・減災の取り組みとの連携に努めます。 38 138	

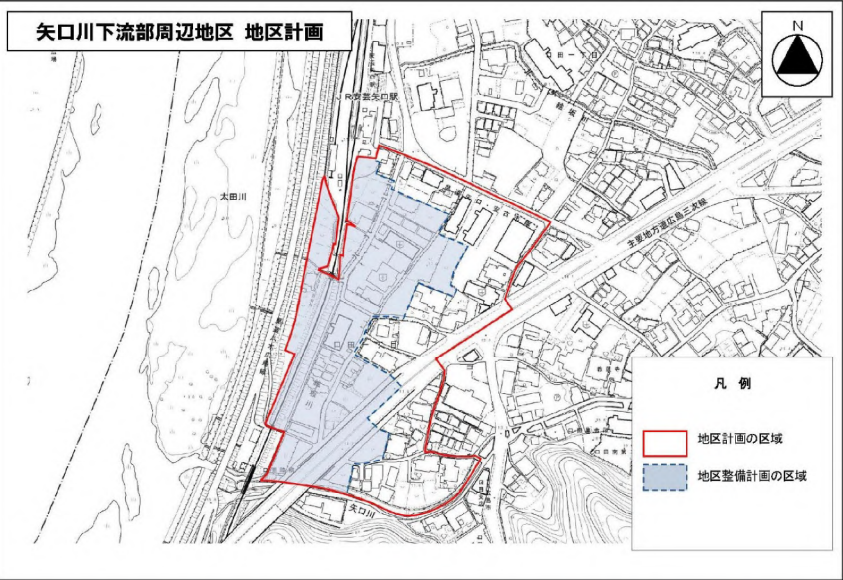


図 6.2.1 土地利用ルール例（矢口川下流部周辺地区 地区計画※）
※矢口川下流部周辺地区 地区計画における土地利用に関するルールでは、建築物に居室を設ける場合は、床の上面を東京湾平均海面（T.P.）上9.8メートル以上としている。

6.3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

6.3.1 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及

住民の避難を促すための取組として、水害リスク情報の充実に図り、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインなどの作成への支援を行い、その普及を図っていきます。



太田川水防災タイムライン検討会

6.2.被害対象を減少させるための対策

6.2.1 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導

水害に強い地域への誘導に関する取組として、計画規模や想定最大規模以外にも、中高頻度の外力規模の浸水想定や河川管理施設の整備が進捗した場合の浸水想定といった多段階の外力規模のハザード情報を、あらゆる機会を捉えて関係機関等へ流域の水災害リスク情報を共有し、リスクの提示やリスク評価の技術的な支援を実施します。また、浸水被害を軽減・増加させないため、都市計画マスタープランや立地適正化計画により水害に強い地域へ住居等を誘導するとともに、浸水の危険性が高い地域に対し新たに家屋等の建築を行う場合には、自治体の条例に基づき建築の制限を行えるよう、土地利用に関するルールづくりに向けた技術的な支援を行います。

また、宅地かさ上げ等の住まい方の工夫に関する取組も進めています。

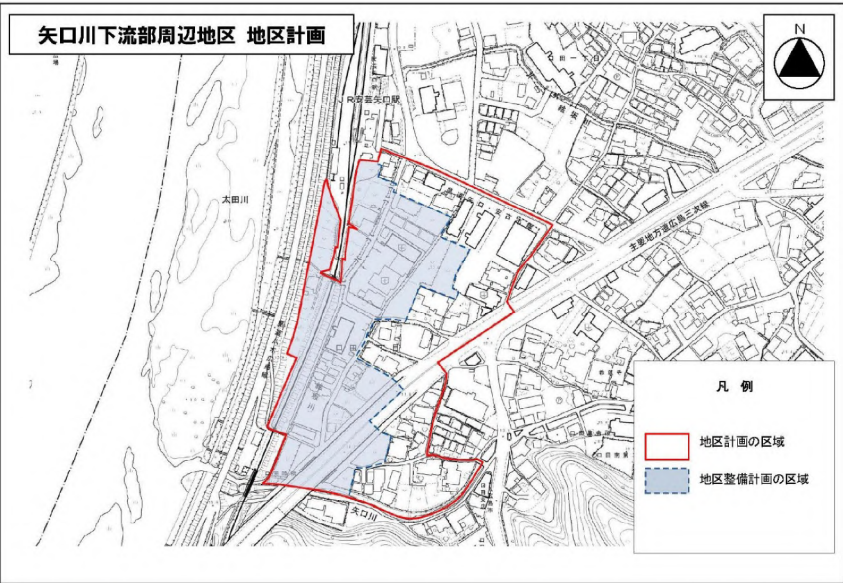


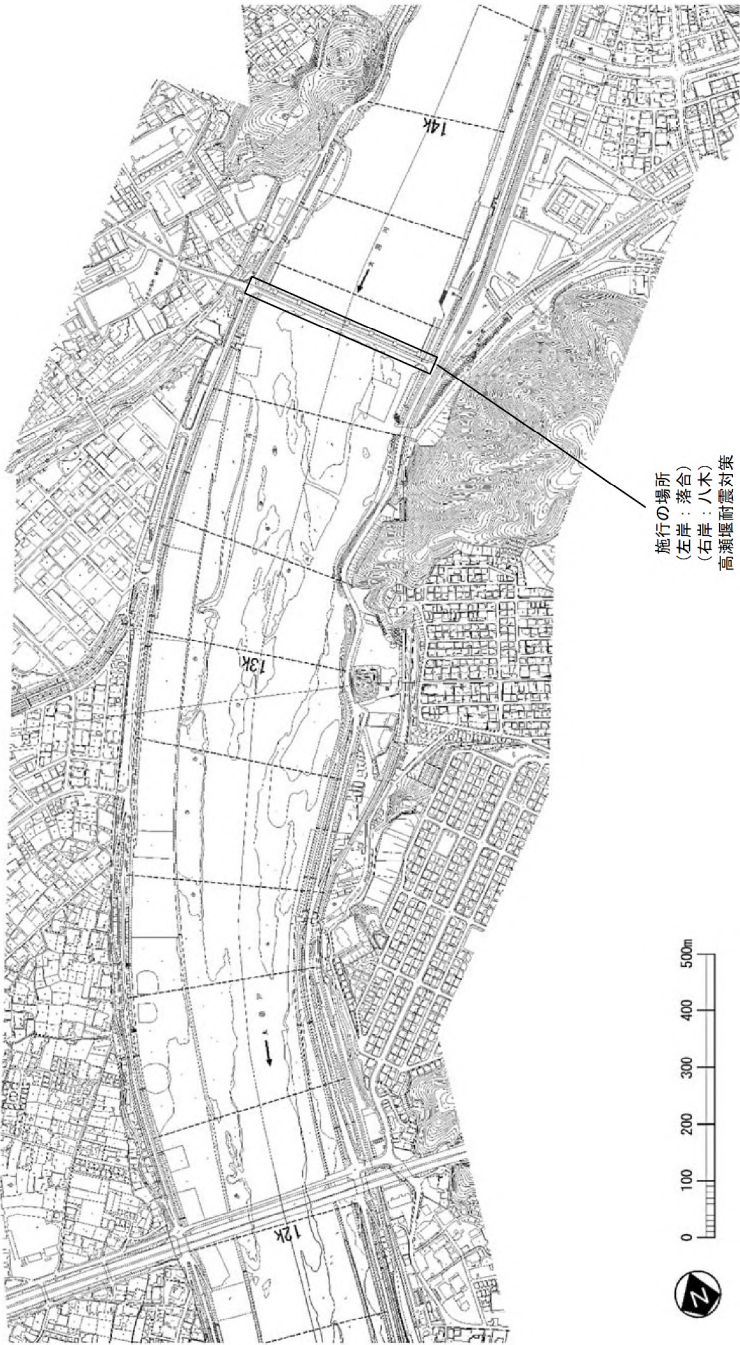
図 6.2.1 土地利用ルール例（矢口川下流部周辺地区 地区計画※）
※矢口川下流部周辺地区 地区計画における土地利用に関するルールでは、建築物に居室を設ける場合は、床の上面を東京湾平均海面（T.P.）上9.8メートル以上としている。

太田川水系河川整備計画（変更原案）【令和５年５月】	太田川水系河川整備計画（変更案）（案）【令和５年７月】
<u>6. 太田川流域における流域治水の取組</u> 1 2 3 体と調整・連携・共同し、緊急避難場所としての高台整備など、安全な避難場所の確保に向けた整備等の取組も支援・推進します。 141	<u>6. 太田川流域における流域治水の取組</u> 1 2 3 併せて、的確かつ効率的な水防を実施するために、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像等、洪水時の情報を水防管理者や住民にリアルタイムで提供するための情報基盤の整備を行います。 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 6.3.4 要配慮者施設等の避難に関する取組 太田川流域では高齢化が進んでいる地域の存在を踏まえ、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係自治体と連携して検討します。 具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水想定区域内の住民の避難の可否等を評価した上で、地域によっては大多数となる避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係自治体において的確な避難体制が構築されるよう技術的な支援を実施します。 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場等の市町村地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な支援を行い、地域防災力（水防力）の向上を図ります。 6.3.5 防災拠点や高台の整備 大規模災害時における迅速な復旧・支援の取組として、大型車両等が通行可能な堤防天端幅の確保や復旧に必要な資機材の確保等に努めます。また、自治体と調整・連携・共同し、緊急避難場所としての高台整備など、安全な避難場所の確保に向けた整備等の取組も支援・推進します。 141

整備箇所の追加

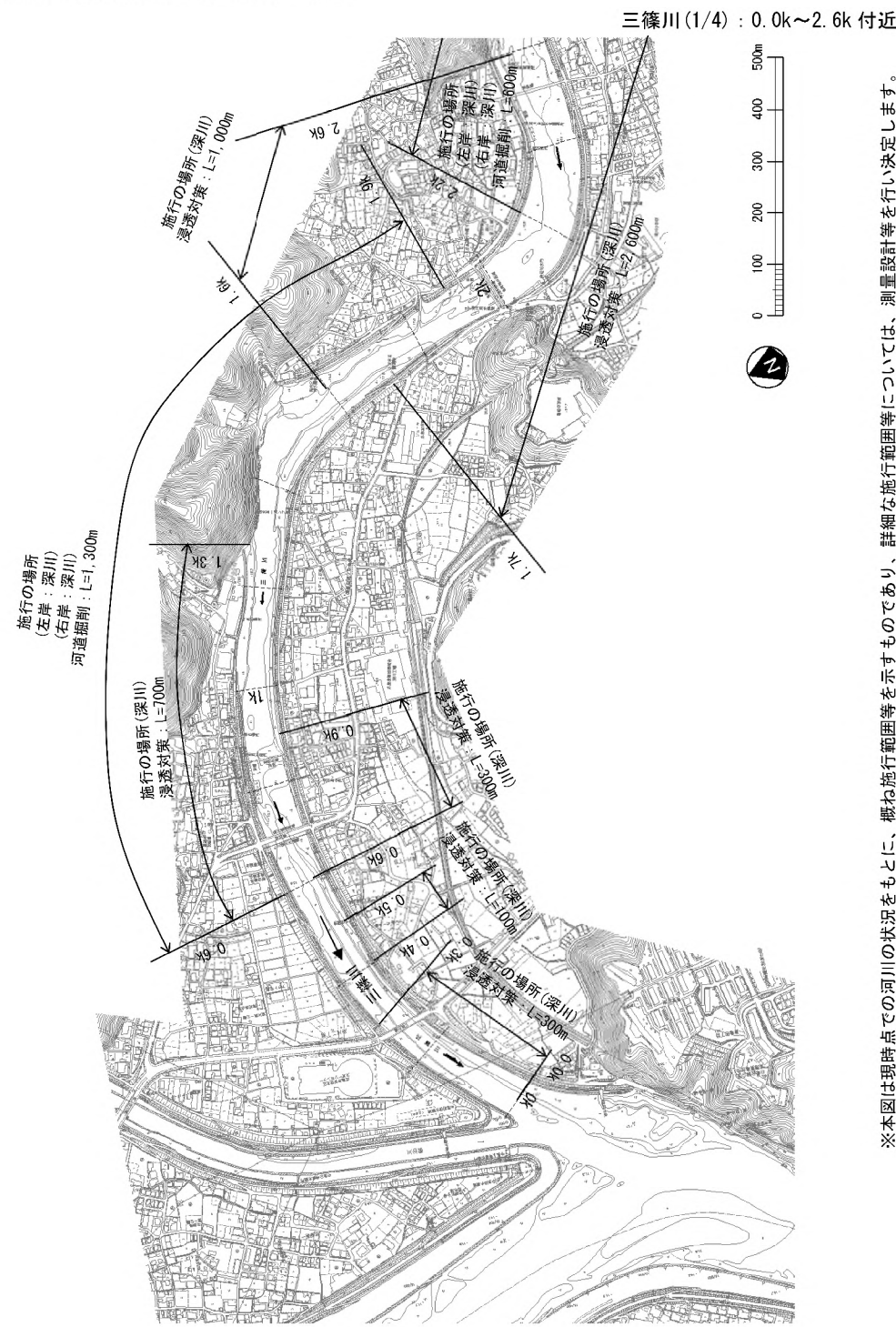
洪水、高潮対策等に関する施行の場所

太田川本川(6/15) : 11.8k~14.2k 付近

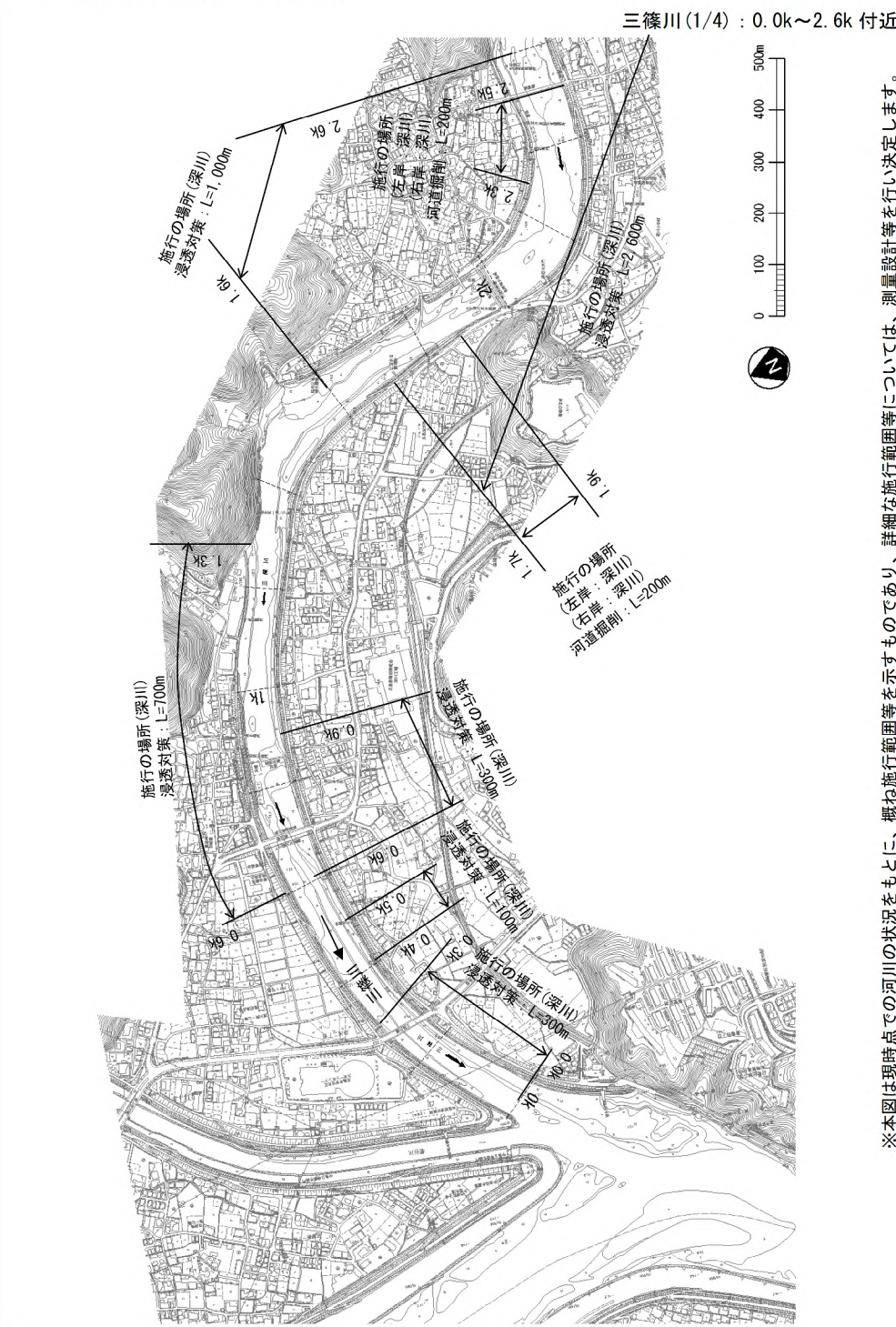


施行の場所
(左岸：森合)
(右岸：八木)
高潮堰耐震対策

洪水、高潮対策等に関する施行の場所

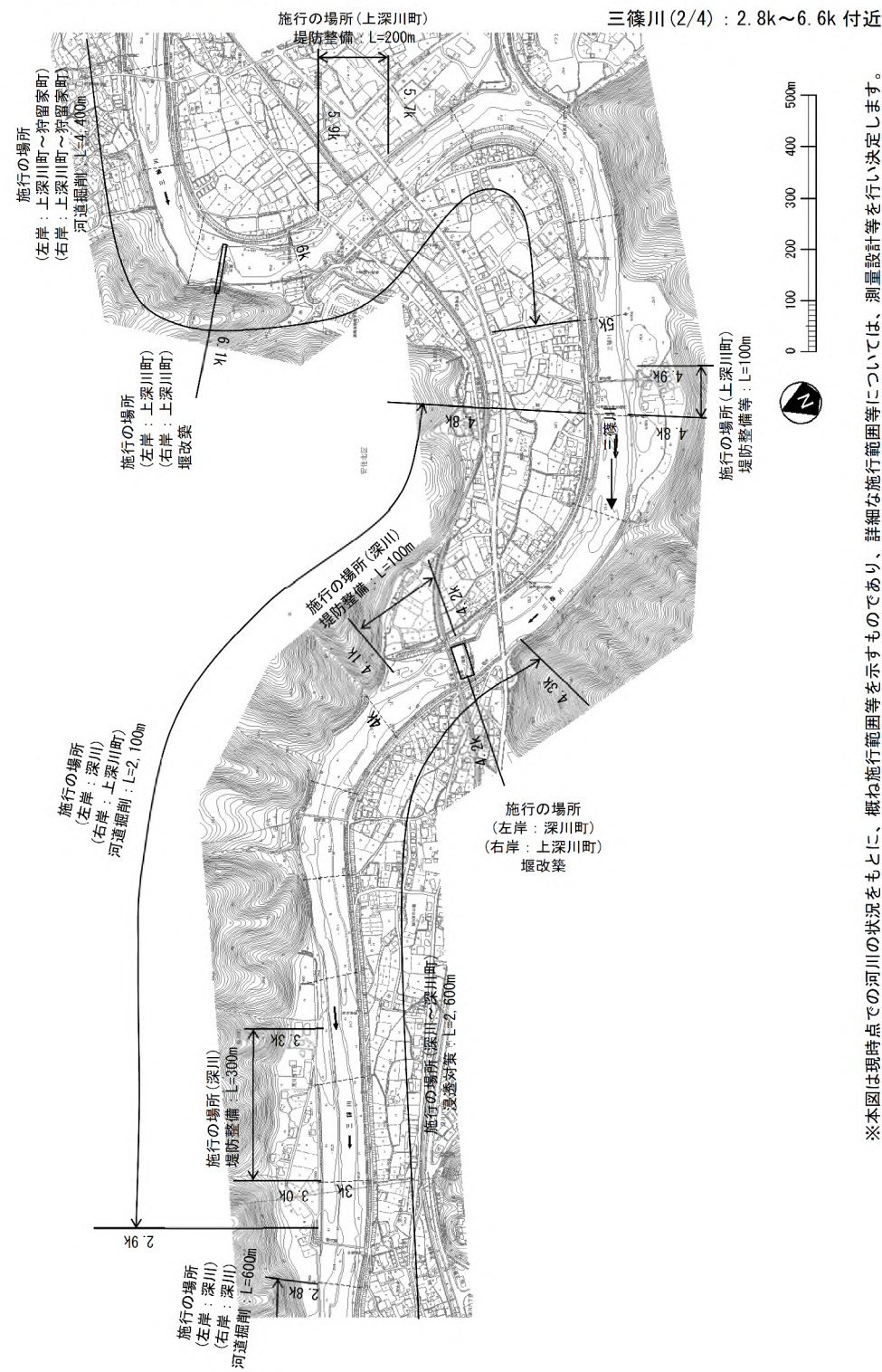


洪水、高潮対策等に関する施行の場所



整備計画策定以降の
整備を反映

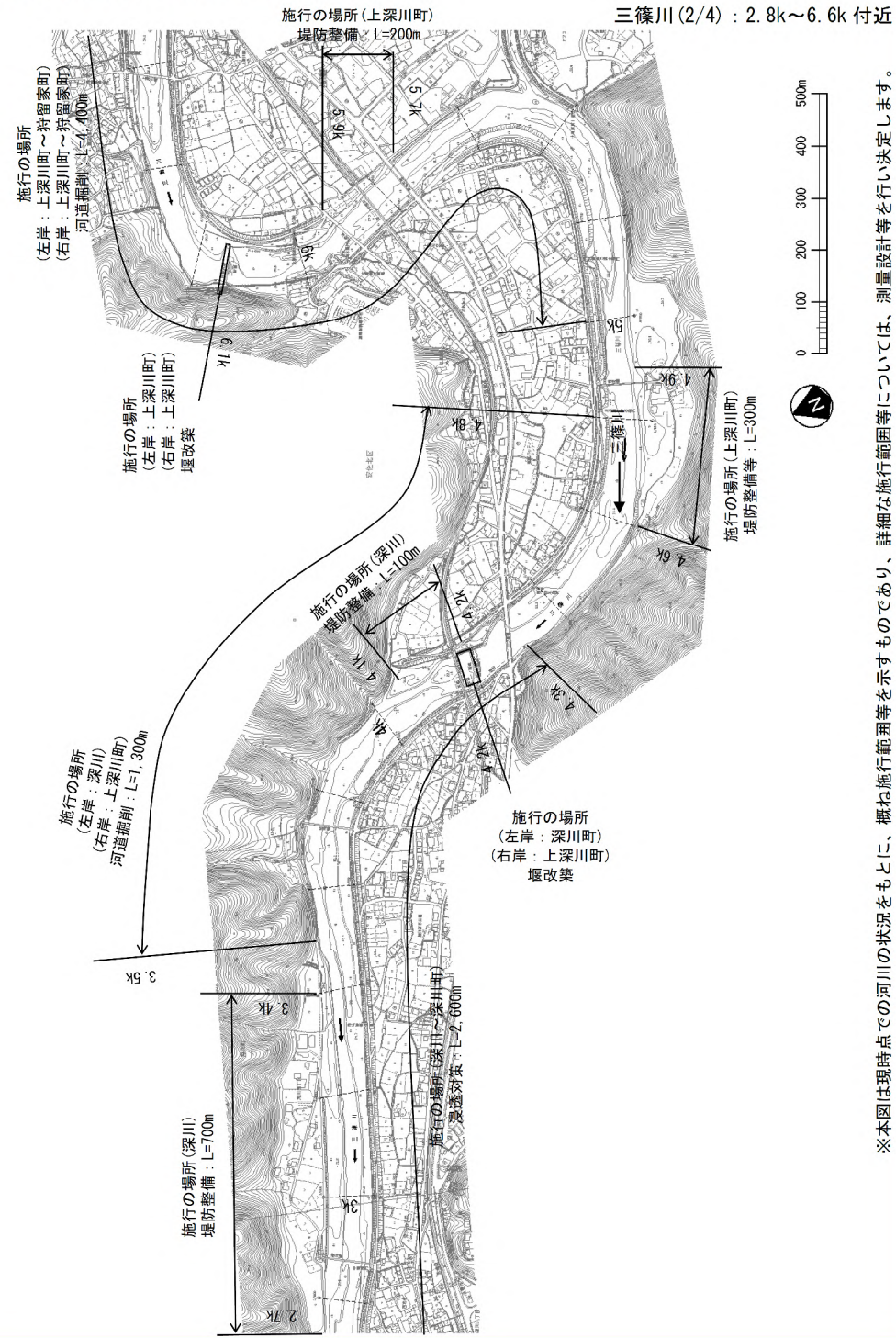
洪水、高潮対策等に関する施行の場所



※本図は現時点での河川の状態をもとに、概ね施行範囲等を示すものであり、詳細な施行範囲等については、測量設計等を行い決定します。

整備計画策定以降の
整備を反映

洪水、高潮対策等に関する施行の場所



※本図は現時点での河川の状態をもとに、概ね施行範囲等を示すものであり、詳細な施行範囲等については、測量設計等を行い決定します。

